

**使用済自動車をユーザーより直接引き取る際は、書面でユーザーの意思確認を行いましょう**

【はじめに】

自動車リサイクルシステムに関する産業構造審議会/中央環境審議会合同会議は、平成22年1月、「自動車リサイクル制度の施行状況評価・検討に関する報告書」を取りまとめ公表した。同報告書では、個別課題として「中古車と使用済自動車の取り扱いの明確化」が指摘されており、その後設置された「ワーキンググループ」(WG)において検討が重ねられ、平成23年2月に報告書を取りまとめて公表した。<http://www.elv.or.jp/skins/201012/img/20110228002-2.pdf> を参照。

【ELV機構の主張】

上記件検討において、ELV機構代表委員は、自動車所有者が車輛を手放す際、引き取り業者が車輛並びに市場に関する情報を提供し、ユーザー自身が車両を使用済自動車とするか否かの判断をすることが重要であると主張し、その際の判断を助けるために、明確な基準を設けるべきと主張したが、WGは、現時点で車両を使用済みと判断する明快な基準を設定することが困難であるとの結論に至った。しかしながら、WGは、引き取り業者が所有者から車両を引き取る際に書面により所有者の意思を確認することが適切であると合意し、その旨を報告書に記述したため、ELV機構では、所有者の意思確認の際に使用する書式のひな型(右図)を作成し、加盟会員に普及させることとなった。なお、本書式(ひな形)は以下URLからダウンロードしていただけます。

作成日：平成 年 月 日

**使用済自動車及び中古自動車の売買に関する承諾書並びに領収書**

<b>売主(お客様)</b>	<b>買主</b>
フリガナ	①
〒	
自宅電話	
携帯電話	
保管場所(車両を引き取りに際する場合)	

②

**1. 売買契約金額**

A 使用済自動車として	B 中古自動車として	←「A」「B」どちらかに○印をつけてください。
① 車輛価格	③	円
② リサイクル料金 <small>未回収 未回収</small>	円	当該車両返却見込み金額(参考)
③ 引取費用	円	自動車税 (有・無) 円
④ 抹消手数料費用	円	自動車重量税 (有・無) 円
差引精算額	A=①-②-③-④ B=①-②-③-④	円
<small>※重量税は使用済自動車の場合のみ適用されます。</small>		

**2. 契約車両の表示および状況**

車名	年式	走行距離	km
登録番号		フロン	有・無
車台番号		エアバック	有・無
所有者名	ローン残債 有・無	その他	
返品物	有( )・無		

**3. 預かり書類**

口車検証  委任状  譲渡証  プレート(2枚)  印鑑証明書  自賠責  住民票  その他

**4. お振込口座 (重量税還付時使用) ※口座名義は原則として所有者のものに限ります。重量税還付先として、ゆうちょ銀行は使用できません。**

銀行	支店	口座番号	口座名義

私は、上記事項を承諾し、その証として記名押印します。ご契約者名 印

本人確認書類  運転免許証  パスポート  健康保険証  その他

身分証明書等 ※左詰め記入  本人であることを確認しました。

担当者署名欄

(一般社団法人 日本ELVリサイクル機構 様式)

<http://www.elv.or.jp/media/Rakude/20110805142350-jname.pdf>

(PDF 版)

<http://www.elv.or.jp/media/Rakude/20110805142850-jname.xls>

(Excel 版)

【書式記入時の留意点】 (右上図参照)

- ① に引き取り業者(買い取り業者)である貴社の住所、社名、連絡先等を記入します。
  - ② には、所有者(お客先)の電話番号を記入します。後々の連絡に必要なため、必ず確認して誤りのないようご注意ください。
- なお、車輛を「中古車」として引き取る際は、お客様に③の上欄「B」を○囲って頂き、中古車買い取り価格を記載して下さい。

以上